北海道科学大学親交会会則

第１章　総　則

（設置の目的）

第１条　北海道科学大学（以下「本学」という。）学生の知識及び技能の向上と、有為な社会人としての人間育成を図るため、大学と家庭との緊密な連繋および協調体制を保つ組織として、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、大学事務局内に置く。

第２章　事　業

（事　業）

第３条　本会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）大学教職員と学生父母等との懇談（相談）会の開催
（２）学生の育成に係る、父母等の研修（研究）会の開催
（３）大学祭、体育祭など全学的行事に対する援助
（４）クラブ活動に対する援助
（５）学生の就職開拓に関する援助
（６）連絡刊行物の発行
（７）顕彰に関すること
（８）慶弔に関すること
（９）会員相互の親睦に関すること
（10）その他必要と認められること

第３章　会　員

（会　員）

第４条　本会は、次に掲げる会員で構成する。

（１）正 会 員　学部・大学院・専攻科学生の父母等
（２）特別会員　大学教職員
（３）名誉会員　本会のために特に功労があり、理事会において推薦された者
（４）賛助会員　卒業生の父母等及び個人又は団体で本会の事業を賛助し、総会において承認された者

（会　費）

第５条　会員の会費は、次のとおりとする。

（１） 正 会 員　年額　学部学生の父母等は6,000円、大学院・専攻科学生の父母等は3,000

円とする。
（２）賛助会員　１口年額5,000円とし、口数は１口以上とする。
（３）特別会員および名誉会員　会費は徴収しない。

（入　会）
第６条　正会員又は賛助会員としての入会は、所定の会費納入をもって完了する。

（会員の権利）
第７条　会員は、次の権利をもつ。
（１）正会員は、総会における議決権、役員の選挙権および被選挙権をもつ。
（２）すべての会員は、本会の刊行物の配布を受ける。
（３）すべての会員は、本会が主催する行事に参加することができる。

（除　　名）
第８条　会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て除名することができる。
（１）会費の未納が１年以上に及ぶとき
（２）本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき
（３）会員の子弟たる大学学生が除籍あるいは退学処分を受けたとき

（退　　会）
第９条　会員が退会しようとするときは、会費を完納したうえ退会届を会長あてに提出するものとする。

（納入金の返還）
第10条　会員が、除名、退会その他の事由で会員の資格を失ったときは、幹事に返還申請書を提出して、既納年度分の会費の返還を求めることができる。

第４章　役員、顧問および職員

（役　　員）
第11条　本会に、次の役員を置く。
（１）会　長　　１名
（２）副会長　　２名
（３）理　事　　15名以内
（４）監　事　　２名
（５）幹　事　　３名

（役員の選任）
第12条　会長、副会長ならびに理事および監事は、会員の中から総会において選出する。ただし、理事のうち５名は、特別会員の中から選出する。

２　監事は、他の役員を兼ねることができない。
３　幹事は、特別会員の中から会長が委嘱する。

（役員の任期）
第13条　役員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
２　欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務権限）
第14条　会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、理事会の議長となる。
２　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を処理する。
４　監事は、本会の会計を監査するほか、理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。
５　幹事は、会務を処理するほか、理事会に出席する。ただし、議決には加わらない。

（顧　問）
第15条　本会に顧問を置くことができる。
２　顧問は会長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
３　顧問は、本会の運営につき会長の諮問に応じ助言する。

（書　記）
第16条　本会の会務処理のため必要と認めた場合は、書記を置く。
２　書記は幹事の指示を受け、会務に関する事項を記録、整理、保管する。

第５章　会　議

（総　会）
第17条　本会の最高決議機関として、総会を置く。
２　総会の決議は、出席正会員の過半数をもって決する。

（通常総会、臨時総会等）
第18条　通常総会は、毎年１回、会長が召集する。
２　通常総会は、次の事項を審議する。
（１）予算、決算の審議
（２）会則の変更
（３）役員の選出
（４）その他、本会の運営上重要な事項
３　臨時総会は、次の場合に会長が召集する。
（１）理事会が必要と認めたとき

（２）監事が必要と認めたとき
（３）正会員の10分の１以上から、会議に付すべき事項を示して要求があったとき

（理事会）
第19条　理事会は、会長が必要と認めた場合召集し、会務処理の協議を行う。

第６章　会　計

（本会の運営財源）
第20条　本会の運営財源は、会費、寄付金およびその他の収入とする。

（会費の改定、臨時会費など）
第21条　正会員は、第５条の会費を納入するものとする。ただし、この額は必要ある場合改定されることがある。
２　特別の事情ある場合、総会の議を経て臨時会費を徴することができる。
３　会費の納入は、原則として本会の指定する銀行振込みを利用するものとする。

（会計年度）
第22条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（会計監査）
第23条　監事は、会計処理を常に明確にして置くため、随時、帳簿、現金その他につき監査を行うものとする。
２　監事は、総会において監査の結果を報告しなければならない。

第７章　雑　則

（支部の設置）
第24条　本会の支部を設置しようとする場合は、正会員５名以上の連署をもって会長に申請し、総会において決定する。

（身上変更等）
第25条　会員は、住所、身分等身上に異動を生じた場合は、会長に届出るものとする。

（解散による財産処理）
第26条　本会が解散した場合の残余財産は、大学学生の福利厚生事業に寄付するものとする。

（その他）
第27条　本会則の運用細部については、理事会の議を経て別に定める。

付　　則

1　本会則は、昭和54年９月１日から施行する。

1　本会則の改正は、昭和55年６月１日から施行する。

1　本会則の改正は、昭和60年６月１日から施行する。

1　本会則の改正は、平成４年６月６日から施行する。

1　本会則の改正は、平成６年６月１日から施行する。

1　本会則の改正は、平成８年６月７日から施行する。

1　本会則の改正は、平成11年４月１日から施行する。

1　本会則の改正は、平成26年４月１日から施行する。

1　本会則の改正は、平成27年４月１日から施行する。

なお、短期大学部学生においては、平成27年度入学生から本会則を適用する。

1　本会則の改正は、2022年４月１日から施行する。

1　本会則の改正は、2025年６月28日より施行し、2025年４月１日まで遡及して適用する。

北海道科学大学親交会顕彰内規

（目　的）

第１条　この内規は、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）会則第３条第７号の規定に基づく、顕彰に関する取り扱いについて定める。

（顕彰の種類）

第２条　この内規における顕彰の種類は、次のとおりとする。

（１）表　彰

（２）感謝状

（表　彰）

第３条　本会の正会員が、多年にわたり、特に本会運営上、功績又は功労が顕著なものおよび会長が特に必要と認めたときは、理事会の議を経て表彰することができる。

２　前項の表彰に対し、金一封又は記念品を贈呈することができる。

３　前項の贈呈額は、理事会においてその都度定める。

（感謝状）

第４条　本会の名誉会員、賛助会員が、多年にわたり特に本会の運営上、功績又は功労が顕著なものおよび会長が特に必要と認めたときは、理事会の議を経て感謝状を贈呈することができる。

２　前項の感謝状に対し、金一封又は記念品を贈呈することができる。

３　前項の贈呈額は、理事会においてその都度定める。

（報　告）

第５条　この内規による顕彰は、総会において報告するものとする。

（内規の改廃）

第６条　この内規の改廃は、本会理事会の議を経なければならない。

付　　則

１　この内規は、昭和60年６月１日から施行する。

１　この内規の改正は、平成12年４月１日より施行する。

１　この内規の改正は、平成26年４月１日より施行する。

北海道科学大学親交会慶弔金内規

（目　的）

第１条　この内規は、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）会則第３条第８号の規定に基づく、慶弔の取り扱いについて定める。

（慶弔の種類）

第２条　この内規における慶弔金の種類は、次のとおりとする。

１　香料等

２　餞　別

（香料等）

第３条　本会の正会員が死亡したときは、10万円の香料を贈るものとする。

２　正会員死亡の場合には、会長名の弔電、供花等を贈ることができる。

３　学生死亡の場合には、2万円の香料を贈るものとする。

（餞　別）

第４条　本会の正会員の役員が退会したときは、次の基準により餞別を贈るものとする。

（１）役員歴４年未満　２万円

（２）役員歴４年以上　３万円

（内規の改廃）

第５条　この内規の改廃は、本会理事会の議を経なければならない。

付　　則

１　この内規は、昭和60年６月１日から施行する。

１　この内規の改正は、平成12年４月１日から施行する。

１　この内規の改正は、平成26年４月１日から施行する。

１　この内規の改正は、2026年６月１３日から施行する。